5　吉田瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
6　松本ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
7　館林瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
8　桐生瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日

1　前号1の事案　平成二十一年十月二十三日　午後二時三十分から
2　前号2の事案　平成二十一年十月二十六日　午後二時三十分から
3　前号3の事案　平成二十一年十月二十七日　午後二時三十分から
4　前号4の事案　平成二十一年十月二十八日　午後二時三十分から
5　前号5の事案　平成二十一年十一月二日　午後二時三十分から
6　前号6の事案　平成二十一年十一月四日　午後二時三十分から
7　前号7の事案　平成二十一年十一月九日　午後二時三十分から
8　前号8の事案　平成二十一年十一月十日　午後二時三十分から

三　場所

1　第一号1の事案　深谷市深谷公民館（埼玉県深谷市仲町二十番二号）
2　第一号2の事案　佐野市勤労者会館（栃木県佐野市浅沼町七百九十六番地）
3　第一号3の事案　サン・ワークしばた（新潟県新発田市五十公野四千四百七十五番地三）
4　第一号4の事案　新潟市新津地区市民会館（新潟県新潟市秋葉区程島二千九番地）
5　第一号5の事案　富士吉田市立上吉田コミュニティセンター（山梨県富士吉田市上吉田四丁目九番十一号）
6　第一号6の事案　松本市教育文化センター（長野県松本市大字里山辺二千九百三十番地の一）
7　第一号7の事案　館林市六郷公民館（群馬県館林市新宿一丁目四番三十号）
8　第一号8の事案　桐生市立中央公民館（群馬県桐生市稲荷町一番地の四）

四　事案の要旨

1　第一号1の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
2　第一号2の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
3　第一号3の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
4　第一号4の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
5　第一号5の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
6　第一号6の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
7　第一号7の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
8　第一号8の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
9　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び第一号1の事案については埼玉ガス株式会社（埼玉県深谷市大字伊勢方三百九十五番地一）、第一号2の事案については佐野瓦斯株式会社（栃木県佐野市久保町二百四十三番地）、第一号3の事案については新発田ガス株式会社（新潟県新発田市豊町一丁目四番二十三号）、第一号4の事案については越後天然ガス株式会社（新潟県新潟市秋葉区新津四千五百十六番地）、第一号5の事案については吉田瓦斯株式会社（山梨県富士吉田市下吉田二千四百七十五番地）、第一号6の事案については松本ガス株式会社（長野県松本市渚二丁目七番九号）、第一号7の事案については館林瓦斯株式会社（群馬県館林市新宿一丁目二番一号）、第一号8の事案については桐生瓦斯株式会社（群馬県桐生市仲町三丁目六番三十二号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「○○株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、第一号1の事案については平成二十一年十月八日までに、第一号2の事案については平成二十一年十月十三日までに、第一号3の事案については平成二十一年十月十三日までに、第一号4の事案については平成二十一年十月十三日までに、第一号5の事案については平成二十一年十月十九日までに、第一号6の事案については平成二十一年十月二十六日までに、第一号7の事案については平成二十一年十月二十七日までに、第一号8の事案については平成二十一年十月二十八日までに、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）

住所　（電話番号）

職業

○○株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。